

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第13号

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県税条例施行規則（昭和35年鳥取県規則第40号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(納付書等)</p> <p>第2条の2 条例第2条第1項第10号から第12号までの規定による納付書等は、次に定める様式によるものとする。</p> <p>(1) 条例第2条第1項第10号の納付書</p> <p>ア 普通徴収に係る場合 第1号様式、第1号様式の2その1、<u>第1号様式の3その1、第1号様式の3その2、第1号様式の3その4、第1号様式の3その7、第1号様式の3その8、第1号様式の3その9、第1号様式の3その13、第1号様式の4その1、第1号様式の4その2及び第5号様式の2その1</u></p> <p>イ 申告納付に係る場合 第1号様式の2、<u>第1号様式の4その1</u>及び第61号様式</p> <p>(2) 条例第2条第1項第11号の納入書 第1号様式の2、<u>第1号様式の4その1</u>及び第61号様式</p> <p>(3) 略</p> <p>(知事が収納事務を委託した者に納付することができる県税に係る徴収金)</p> <p>第2条の3 条例第6条第1項ただし書に規定する規則で定める徴収金は、<u>次の各号に掲げる徴収金とし、それぞれ当該各号に定める納付書（領収済通知書にバーコードが記載されているものに限る。）により納付するものとする。</u></p> <p>(1) <u>個人の事業税 第1号様式その2、第1号様式の3その2及び第1号様式の4その2</u></p> <p>(2) <u>自動車税 第1号様式その7、第1号様式の3その8及び第1号様式の3その9</u></p> <p>(所得区分経理の承認)</p> <p>第36条 法第72条の24の5第3項又は第72条の49の16 <u>第3項</u>の規定により区分計算の方法又はその変更の</p>	<p>(納付書等)</p> <p>第2条の2 条例第2条第1項第10号から第12号までの規定による納付書等は、次に定める様式によるものとする。</p> <p>(1) 条例第2条第1項第10号の納付書</p> <p>ア 普通徴収に係る場合 第1号様式、第1号様式の2その1、<u>第1号様式の3及び第5号様式の2</u></p> <p>イ 申告納付に係る場合 第1号様式の2及び第61号様式</p> <p>(2) 条例第2条第1項第11号の納入書 第1号様式の2及び第61号様式</p> <p>(3) 略</p> <p>(知事が収納事務を委託した者に納付することができる県税に係る徴収金)</p> <p>第2条の3 条例第6条第1項ただし書に規定する規則で定める徴収金は、<u>自動車税とし、第1号様式その6及び第1号様式の3その7による納付書（領収済通知書にバーコードが記載されているものに限る。）により納付するものとする。</u></p> <p>(所得区分経理の承認)</p> <p>第36条 法第72条の24の5第3項又は第72条の49の12 <u>第3項</u>の規定により区分計算の方法又はその変更の</p>

承認を受けようとする者は、第54号様式による承認申請書を提出しなければならない。

2 略

(自動車取得税の減免に係る身体障害者等の範囲等)  
第46条の4 条例第134条の7第1号に規定する身体障害者等(以下この節において「身体障害者等」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)及び(2) 略

(3) 療育手帳(知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所(知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所をいう。)において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。以下同じ。)の交付を受けている者のうち、当該手帳の障害の程度の欄にAと表示されているもの

(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、当該手帳に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する障害等級が1級である者として記載されているもの

(自動車取得税の減免の手続)

第46条の11 略

2 前項の減免申請書等は、減免の区分に応じ、次の表に定めるところによる。

減免の区分	申請書	減免を受けようとする事由を証する書類
略		
(2) 条例第134条の7第1号イ及びウに係るもの	略	ア及びイ 略  ウ 略 エ 略 オ 略

承認を受けようとする者は、第54号様式による承認申請書を提出しなければならない。

2 略

(自動車取得税の減免に係る身体障害者等の範囲等)  
第46条の4 条例第134条の7第1号に規定する身体障害者等(以下この節において「身体障害者等」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)及び(2) 略

(3) 療育手帳(知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所(知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第9条第5項に規定する知的障害者更生相談所をいう。)において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。以下同じ。)の交付を受けている者のうち、当該手帳の障害の程度の欄にAと表示されているもの

(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、当該手帳に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する障害等級が1級である者として記載されている者であって、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第54条第3項に規定する自立支援医療受給者証の交付を受けているもの

(自動車取得税の減免の手続)

第46条の11 略

2 前項の減免申請書等は、減免の区分に応じ、次の表に定めるところによる。

減免の区分	申請書	減免を受けようとする事由を証する書類
略		
(2) 条例第134条の7第1号イ及びウに係るもの	略	ア及びイ 略 <u>ウ 第46条の4第4号に該当する者にあつては、自立支援医療受給者証の写し</u> エ 略 オ 略 カ 略

		カ 略
		キ 略
略		

(自動車税の減免の手続)

第50条の16 条例第137条の2の規定により自動車税の減免を受けようとする者は、次の表に定めるところにより、申請書及び減免を受けようとする事由を記載した書類（以下この節において「減免申請書等」という。）を提出しなければならない。ただし、災害その他の真にやむを得ない事由により、同表に定める提出期限経過後に、遅延理由書を添付した減免申請書等を提出したときは、同表に定める提出期限内に提出したものとみなす。

区分	減免申請書等の提出期限	提出先
略		
(2) 普通徴収に係るもの以外のもの	略	

2 前項の減免申請書等は、減免の区分に応じ、次の表に定めるところによる。

減免の区分	申請書	減免を受けようとする事由を証する書類
略		
(3) 条例第137条の2第1項第1号イ及びウに係るもの（継続減免の場合に限る。）	略	ア 略  イ 略 ウ 略 エ 略
(4) 条例第137条の2第1項第1号イ及びウに係るもの（(3)に掲げるものを除	略	ア 略  イ 略 ウ 略 エ 略 オ 略

		キ 略
		ク 略
略		

(自動車税の減免の手続)

第50条の16 条例第137条の2の規定により自動車税の減免を受けようとする者は、次の表に定めるところにより、申請書及び減免を受けようとする事由を記載した書類（以下この節において「減免申請書等」という。）を提出しなければならない。ただし、災害その他の真にやむを得ない事由により、同表に定める提出期限経過後に、遅延理由書を添付した減免申請書等を提出したときは、同表に定める提出期限内に提出したものとみなす。

区分	減免申請書等の提出期限	提出先
略		
(2) 普通徴収に係るもの以外のもの（次項において「登録時申請分」という。）	略	

2 前項の減免申請書等は、減免の区分に応じ、次の表に定めるところによる。

減免の区分	申請書	減免を受けようとする事由を証する書類
略		
(3) 条例第137条の2第1項第1号イ及びウに係るもの（継続減免の場合に限る。）	略	ア 略  イ <u>第46条の4第4号に該当する者にあつては、自立支援医療受給者証の写し</u> ウ 略 エ 略 オ 略
(4) 条例第137条の2第1項第1号イ及びウに係るもの（(3)に掲げるものを除	略	ア 略  イ <u>第46条の4第4号に該当する者にあつては、自立支援医療受給者証の写し</u> ウ 略 エ 略 オ 略 カ 略

く。)	カ 略
略	

(自動車税の減免の承認)

第50条の17 略

2 所長は、前項の決定をしたときは、遅滞なく、申請者に次の表の左欄に掲げる申請の区分に応じ、同表の右欄に定める通知書により通知しなければならない。

申請	通知書
(1) 前条第2項の表第1号及び第3号に係るもの	第1号様式の3その9 又は第64号様式の12その5
略	

様式目次

(1) 通則関係

第1号様式その1 略

その2 納付書(個人事業税(第2期、コンビニエンスストア対応))

その3 略

その4 略

その5 略

その6 略

その7 納付書(自動車税(税額変更・督促、コンビニエンスストア・クレジット対応))

第1号様式の2 略

第1号様式の3その1 略

その2 納税通知書・納付書(個人事業税(コンビニエンスストア対応))

その3 略

その4 略

その5 略

その6 略

その7 略

その8 納税通知書・納付書(自動車税(コンビニエンスストア・クレジット対応))

その9 納税通知書・納付書兼減免決定通知書(自動車税(コンビニエンスストア・クレジット対応))

その10 略

く。)	キ 略
略	

(自動車税の減免の承認)

第50条の17 略

2 所長は、前項の決定をしたときは、遅滞なく、申請者に次の表の左欄に掲げる申請の区分に応じ、同表の右欄に定める通知書により通知しなければならない。

申請	通知書
(1) 前条第2項の表第1号及び第3号に係るもの	第64号様式の12その4
略	

様式目次

(1) 通則関係

第1号様式その1 略

その2 略

その3 略

その4 略

その5 略

その6 納付書(自動車税(税額変更・督促コンビニエンスストア対応))

第1号様式の2 略

第1号様式の3その1 略

その2 略

その3 略

その4 略

その5 略

その6 略

その7 納税通知書・納付書(自動車税(コンビニエンスストア対応))

その8 略

その11 略  
 その12 略  
 その13 略  
 その14 略  
 第1号様式の4その1 略  
 その2 督促状・納付書（個人事業税（コンビニエンスストア対応））  
 その3 略  
 その4 略

第1号様式の5～第1号様式の10 略  
 (2)～(9) 略  
 (10) 自動車税関係  
 第64号様式～第64号様式の11 略  
 第64号様式の12その1 略  
 その2 及びその3 略  
 その4 自動車税課税免除決定通知書  
 その5 自動車税納税通知書兼減免決定通知書

第64号様式の13～第64号様式の17 略  
 (11)～(13) 略

第54号様式（第36条関係）

鉱物の掘採事業と精錬事業とを一貫して行う者の所得計算方法（変更）承認申請書 <p style="text-align: right;">年 月 日</p> 総合事務所長 様 <p style="text-align: right;">住（居）所 氏 名 (印)</p> 地方税法第72条の24の5第3項又は第72条の49の16第3項の規定により付加価値額及び所得の区分計算の方法（を変更したいので）について承認を受けたいので申請します。 略
---

第64号様式の12その4（第50条の11関係）

(表面)

<p style="text-align: right;">氏 名 様</p> <u>自動車税課税免除決定通知書</u> さきに申請のあった自動車税については、鳥取県税条例第 条第 号に該当するので、次のとおり課税免除を決定します。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">年 度</td> <td style="width: 50%;">年度</td> </tr> </table>	年 度	年度
年 度	年度	

その9 略  
 その10 略  
 その11 略  
 その12 略  
 第1号様式の4その1 略  
 その2 略  
 その3 略

第1号様式の5～第1号様式の10 略  
 (2)～(9) 略  
 (10) 自動車税関係  
 第64号様式～第64号様式の11 略  
 第64号様式の12その1 略  
 その2 及びその3 略  
 その4 自動車税課税免除（減免）決定通知書

第64号様式の13～第64号様式の17 略  
 (11)～(13) 略

第54号様式（第36条関係）

鉱物の掘採事業と精錬事業とを一貫して行う者の所得計算方法（変更）承認申請書 <p style="text-align: right;">年 月 日</p> 総合事務所長 様 <p style="text-align: right;">住（居）所 氏 名 (印)</p> 地方税法第72条の24の5第3項又は第72条の49の12第3項の規定により付加価値額及び所得の区分計算の方法（を変更したいので）について承認を受けたいので申請します。 略
---

第64号様式の12その4（第50条の11、第50条の17関係）

(表面)

<p style="text-align: right;">氏 名 様</p> <u>自動車税課税免除（減免）決定通知書</u> さきに申請のあった自動車税については、鳥取県税条例第 条第 号に該当するので、次のとおり課税免除（減免）を決定します。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">年 度</td> <td style="width: 50%;">年度</td> </tr> </table>	年 度	年度
年 度	年度	

登録番号	
税額	円
変更後の税額	円
差引課税 免除額	円
年 月 日	
職 氏 名 印	
(御注意)	
1 <u>自動車の継続検査・構造等変更検査を受けられる際は、右の納税証明書が必要になります。</u>	
2 この決定の後に適用要件を欠くこととなった場合又は虚偽の申請により課税免除決定を受けた場合は、決定を取り消すこととなります。	
(裏面)	
略	

登録番号	
課税免除・ 減免の別	
税額	円
変更後の税額	円
差引課税免除 (減免)額	円
年 月 日	
職 氏 名 印	
(御注意)	
1 <u>上記「変更後の税額」が0円でない場合は、右の納税証明書は使用できません。別途送付している納付書で納税していただき、そちらの納税証明書を使用してください。</u>	
2 この決定の後に適用要件を欠くこととなった場合は、決定を取り消すこととなります。	
3 <u>次のことが生じた場合には、必ず表記の総合事務所県税局へ連絡してください。</u>	
(1) <u>障害名が変更となったとき。</u>	
(2) <u>手帳の等級が変更になったとき。</u>	
(3) <u>運転免許証が取り消されたとき。</u>	
(4) <u>住所が変更になったとき。</u>	
(裏面)	
略	

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

第2条 鳥取県税条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1号様式その1を次のように改める。



第1号様式その6の納付書中「

口座番号	加入者	登録番号	納税番号

」を

「

口座番号	加入者	登録番号	納税番号
納付番号		確認番号	

」に改め、同様式を第1号様式その7とする。

第1号様式その5を第1号様式その6とし、第1号様式その4中

「

納税貯蓄組合番号
口座振替金融機関番号

」を

「

口座振替金融機関番号

」に改め、同様式を第1号様式その5とする。

第1号様式その3を第1号様式その4とし、第1号様式その2中

「

口座振替金融機関番号	
納税貯蓄組合番号	

」

を「

口座振替金融機関番号	
------------	--

」に改め、同様式を第1号様式その3とし、第1号様式その1の次に次の1様式を加える。





第1号様式の3その1を次のように改める。



1. 課税の根拠

個人の事業税は、地方税法第72条の2及び鳥取県条例第54条の規定により賦課されたものです。

2. 延滞金等

納期限までに税金を完納しないときは、その翌日から税金完納の日までの日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるときはその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に対し、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合))の割合で計算した額で徴収します。

また、納期限までに税金を完納しないため督促を受け、かつ、その督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに、この税金に係る徴収金を完納しない場合には滞納処分を受けることとなります。

3. 賦課に不服がある場合

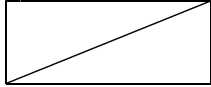
納税者は、この県税の賦課について不服がある場合は、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく総合事務所長を経由して提出してください。

また、この県税の賦課処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として(訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。)、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第1号様式の3その12を第1号様式の3その14とし、第1号様式の3その11を第1号様式の3その13とし、  
第1号様式の3その10を第1号様式の3その12とし、第1号様式の3その9中

「納税貯蓄組合番号」

「  」
---

に改め、同様式を第1号様式の3その11とする。

第1号様式の3その8中

「納税貯蓄組合番号」	
納 税 貯 蓄 組 合 名	

を削り、同様式を第1号様式の3その

10とし、同様式の前に次の1様式を加える。



<p>◎課税の根拠 この自動車税は、地方税法第145条及び鳥取県条例第135条の規定によって課せられたものです。</p>	<p>◎延滞金 納期限までに税金を完納しないときは、その翌日から税金完納の日までの日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるときはその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に対し、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4.パーセントの割合を加算した場合(以下「特別基準割合」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特別基準割合))の割合で計算した額の延滞金を徴収します。</p> <p>◎お知らせ 1 減免決定通知について 次のことが生じた場合には、必ず表記の総合事務所県税局へ連絡してください。 (1) 障がいが変更となったとき。 (2) 手帳の等級が変更になったとき。 (3) 運転免許証が取り消されたとき。 (4) 住所が変更になったとき。 また、虚偽の申請により減免決定を受けた場合は、決定を取り消すこととなります。</p> <p>2 賦課に不服がある場合について 納税者は、この県税の賦課について不服がある場合は、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく総合事務所長を経由して提出してください。 また、この県税の賦課処分取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として(訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。)、提出することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかか該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。 ① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。 ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p>3 滞納処分について 納期限までに税金を完納しないため督促を受け、かつ、その督促状を交付した日から起算して10日を経過した日までに、この税金に係る徴収金を完納しない場合には滞納処分を受けることになります。</p> <p>◎納付場所 鳥取県指定金融機関 鳥取県指定代理金融機関 鳥取県収納代理金融機関 鳥取県が県税の収納の事務を委託したコンビニエンスストア 各総合事務所県税局 指定代理納付者が運営するホームページ</p>
--	---

第1号様式の3その7の表面の納付書中

口座番号	加入者	登録番号	納税番号

を

口座番号	加入者	登録番号	納税番号
納付番号		確認番号	

に改め、同様式の表面の自動車税納税通知書兼領収証書中

	年度
納税貯蓄組合番号	

を

	年度
自動車税	

に改め、同様式の裏面中「各総

合事務所県税局」を「各総合事務所県税局

指定代理納付者が運営するホームページ」

に改め、同様式を第1号様式の3その8とす

る。

第1号様式の3その6中

	年度
納税貯蓄組合番号	

を

	年度
自動車税	

に改

め、同様式を第1号様式の3その7とする。

第1号様式の3その5を第1号様式の3その6とし、第1号様式の3その4を第1号様式の3その5とし、第1号様式の3その3を第1号様式の3その4とし、第1号様式の3その2中「納税貯蓄組合」を削り、同様式を第1号様式の3その3とし、第1号様式の3その1の次に次の1様式を加える。



(表面)

(鳥取県) 領収済通知書 納税 県

31 口座番号 加入者 年度 個人事業税

納税票ID 年度、所税目、期別、区分事由、納税番号、CD  
 税額 延滞金 合計、CD

氏名

第1期(随時)税額 円

延滞金	●●●●●●●●
合計	●●●●●●●●

納税期 限

数字の記入欄  
 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

コンビニ収納用 (ご注意) 金額を訂正した場合、コンビニでは納付できません。

鳥取県 総合事務所長・出納員様

指 定 金 融 機 関 名 (取りまとめ店)  
 郵便貯金銀行 (取りまとめ店)  
 収納代行会社名

額 収 日 付 印

(鳥取県/コンビニ本部控)

(鳥取県) 納付書 納税 県

31 口座番号 加入者 年度 個人事業税

氏名

課税年度	所属	税目	期別	課税区分	課税事由	納税番号

納 期 限

納 付 場 所

日 計 円

額 収 日 付 印

統 轄 店 御 中

(金融機関/コンビニ店舗控)

(鳥取県) 納税通知書兼領収証書 納税 県

31 口座番号 加入者 年度 個人事業税

住所

氏名

課税年度	所得年	納税番号
年度	年	

第1期(随時)税額	円
延滞金	
合計	

事業区分	課税標準額	税率	税額
第 種	円	%	円
第1期(随時)税額	円	納期限	
第2期税額		納期限	

上記金額を領収してください。

年 月 日  
 鳥取県 総合事務所長 印  
 ◎ 裏面をお読みください。

額 収 日 付 印  
 <収入印紙不要>

(納税者保管)

<p>1 賦税の根拠 個人の事業税は、地方税法第72条の2及び鳥取県税条例第54条の規定により賦課されたものです。</p> <p>2 延滞金等 納期限までに税金を完納しないときは、その翌日から税金完納の日までの日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるときは又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に対し、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合)の割合で計算した額で徴収します。</p> <p>また、納期限までに税金を完納しないため督促を受け、かつ、その督促状を発行した日から起算して10日を経過した日までに、この税金に係る徴収金を完納しない場合には滞納処分を受けることになります。</p>		
<p>3 賦課に不服がある場合 納税者は、この県税の賦課について不服がある場合は、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく総合事務所長を経由して提出してください。</p> <p>また、この県税の賦課処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として(訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。)、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。 ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>		

第1号様式の4中「第1号様式の4（第2条の4関係）」を削り、「その1」を「第1号様式の4その1（第2条の2、第2条の4関係）」に、「その2」を「第1号様式の4その3（第2条の4関係）」に、「その3」を「第1号様式の4その4（第2条の4関係）」に改め、第1号様式の4その1の次に次の1様式を加える。

(表面)

(鳥取県) 領収済通知書 ③ 県 税

31 口座番号 加入者 年度 個人事業税

税 額

延滞金 計

合計

納期限

数字の記入欄  
1234567890

コンビニ収納用 (ご注意) 金額を訂正した場合、コンビニでは納付できません。

鳥取県 総合事務所長・出納員 様

指定期間名 (取りまとめ店) 郵便貯金銀行 (取りまとめ店) 収納代行会社名

領収日付印

(鳥取県/コンビニ本部控)

(鳥取県) 納付書 ③ 県 税

31 口座番号 加入者 年度 個人事業税

氏名

納付場所

納期限

日計 口 円

領収日付印

統轄店 御中 (金融機関/コンビニ店舗控)

(鳥取県) 普通預金領収証書 ③ 県 税

31 口座番号 加入者 年度 個人事業税

住所 氏名

課税年度 所属 税目 期別 課税区分 測定事由 納税番号

法定納期限	年 月 日	税 額	円
延滞金が年14.6%となる日	年 月 日	延 滞 金	
納付指定日	年 月 日	合 計	
納 期 限			

上記のとおり滞納となっていますから、納付してください。

年 月 日 鳥取県 総合事務所長 印

◎ 裏面をお読みください。

上記金額を領収しました。

領収日付印 <収入印紙不要>

(納税者保管)

お願い この用紙は折したり、折り曲げないでください。

<p>完納された後、この督促が届いた場合は、行き違いですのであしからず簡了承 くください。</p>		
<p>&lt;お知らせ&gt;</p>		
<p>1 滞納処分について</p>		
<p>督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、滞 納処分を受けさせていただきます。</p>		
<p>2 督促に不服がある場合について</p>		
<p>この督促について不服があるときは、督促状を受け取った日の翌日から起算して 60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることが できます。審査請求書は、なるべく総合事務所長を経由して提出してください。</p>		
<p>また、この督促の取消しの訴えは、この督促についての審査請求に対する裁決の 送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟に おいて鳥取県を代表する者は知事となります。）、提起することができます。なお、 督促の取消しの訴えは、この督促についての審査請求に対する裁決を恒た後でな ければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当すると きは、審査請求に対する裁決を経ないで督促の取消しの訴えを提起することがで きます。</p>		
<p>① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。</p>		
<p>② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の 必要があるとき。</p>		
<p>③ その他裁決を恒たないことにつき正当な理由があるとき。</p>		
<p>3 延滞金について</p>		
<p>納期限後に県税を納められる場合は、税額（1,000円未満の端数があるとき又は その全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。） に対し、年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過するまでの期間に ついては、年7.3パーセント（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する 時における日本銀行法（平成9年法律第9号）第15条第1項第1号の規定により 定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合（以下 「特別基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特 別基準割合）の割合をもって、納期限の翌日から納められる日までの日数により 計算した金額に相当する延滞金額（100円未満の端数があるとき又はその全額が 1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を当該税 額に加算して納めてください。</p>		

第5号様式の2その1を次のように改める。







第5号様式の2その2中「納税貯蓄組合」を削る。

第5号様式の2その5を次のように改める。

第5号様式の2その5（第5条の2関係）

(表面)

(鳥取県)			
自動車税税額変更通知書			
年	度	登 録 番 号	納 税 番 号
住 所		口座番号	加入者
氏 名			
		通 知 済 の 税 額	
		変 更 後 の 税 額	
口座振替金融機関番号		差 引 増 減 額	
変 更 の 理 由			
納 期 限			
さきに通知した税額を上記のとおり変更しました。			
年 月 日			
鳥取県 総合事務所長			印
◎ 裏面をお読みください。			

(裏面)

お知らせ
この県税の賦課について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく総合事務所長を経由して提出してください。
また、この県税の賦課処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第62号様式の8中「

(自立支援医療受給者番号)
号

」を「


」に改める。

第64号様式の12その4の次に次の1様式を加える。

第64号様式の12その5（第50条の17関係）

(表面)

氏 名 様

自動車税納税通知書兼減免決定通知書

さきに申請のあった自動車税については、鳥取県税条例第 条第 号に該当するので、次のとおり減免を決定します。

年 度	年度
登 録 番 号	
税 額	円
変 更 後 の 税 額	円
差 引 減 免 額	円

年 月 日

職 氏 名 印

(御注意)

- 1 自動車の継続検査・構造等変更検査を受けられる際は、右の納税証明書が必要になります。
- 2 次のことが生じた場合には、必ず表記の総合事務所県税局へ連絡してください。
  - (1) 障がい名が変更となったとき。
  - (2) 手帳の等級が変更になったとき。
  - (3) 運転免許証が取り消された（返納した）とき。
  - (4) 住所が変更になったとき。
- 3 この決定の後に適用要件を欠くこととなった場合又は虚偽の申請により減免決定を受けた場合は、決定を取り消すこととなります。

(裏面)

お知らせ

この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく総合事務所長を経由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求のあった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第36条第1項及び第54号様式の改正規定は、平成25年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に作成されている用紙は、改正後の鳥取県税条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をした上で使用することができる。